



さくらサロン「いろは」 骨盤底筋トレーニング・救急講習・お花の寄せ植え・太極拳など毎月テーマを変えて開催しております。ご参加お待ちしております。

～毎月第3火曜日13時30分より 場所：河津町地域子育て支援センター 対象：河津町在住65才以上～

 社会福祉法人 河津町社会福祉協議会

社協だより

賀茂郡河津町田中226 河津町地域子育て支援センター内
TEL 0558-34-1286/FAX 0558-34-1312
Mail: csw-kawazu@po3.across.or.jp
ホームページ <https://www.shakyo.or.jp/hp/1010/>

令和6年6月19日 発行

令和6年度 河津町社会福祉協議会事業計画（抜粋）

町民のみなさまからお寄せいただく会費、寄付金、県・町からの補助金・助成金・受託金、共同募金配分金、介護保険・障害者総合支援法によるサービス等の収益を財源として、各種福祉事業を実施しています。

法人運営・地域福祉活動事業

- ・法人管理運営に関する業務
- ・理事会・評議員会の開催
- ・広報誌「社協だより」の発行（年4回）
- ・社会福祉大会の開催、功労者の表彰、記念講演
- ・地域福祉活動計画の推進
- ・地域の多様なニーズ発掘
- ・福祉団体活動への支援協力
- ・生活支援体制整備事業受託
サロンの開催/移動支援/
話し相手ボランティアなど
- ・福祉用具の貸出



さくらサロン「けん玉教室」

在宅福祉推進・共同募金配分事業

- ・障害者社会学級の開催(レクリエーション・バス遠足等)
- ・給食サービス
- ・一人暮らし高齢者昼食交流会の開催
- ・一人親家庭への支援
- ・学習支援「宿題ルーム」
- ・生活困窮者への食糧支援
- ・赤い羽根/歳末たすけあい募金運動の実施など



赤い羽根街頭募金

権利擁護事業

- ・日常生活自立支援事業（福祉サービス利用等の支援）
- ・成年後見事業（法人後見/市民後見人の養成）
- ・生活困窮者自立支援事業

ボランティア活動支援・育成事業

- ・ボランティア活動の推進、団体への支援
- ・福祉教育の推進
- ・中学生ボランティア講座の開催
- ・災害ボランティア事業

各種相談・貸付事業

- ・生活相談 ・介護相談 ・法律相談
- ・くらしの資金の貸付
- ・生活福祉資金の貸付相談

随時予約
受付中！

介護保険・障害福祉サービス事業

〈介護〉

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・訪問入浴事業
- ・通所介護（デイサービス）事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型・通所型サービス）

新規ご利用者様
募集中です！

〈障害〉

- ・居宅介護事業
- ・重度訪問介護事業
- ・同行援護事業
- ・町訪問入浴事業受託
- ・町移動支援事業受託



中学生福祉教育



デイサービス・さくら幼稚園児との交流



給食サービス



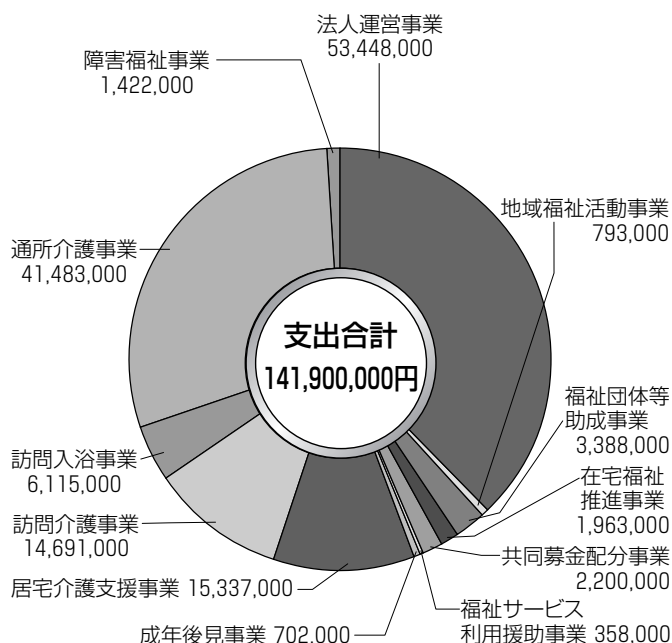
＝共同募金配分金事業

令和6年度 河津町社会福祉協議会 予算の概要

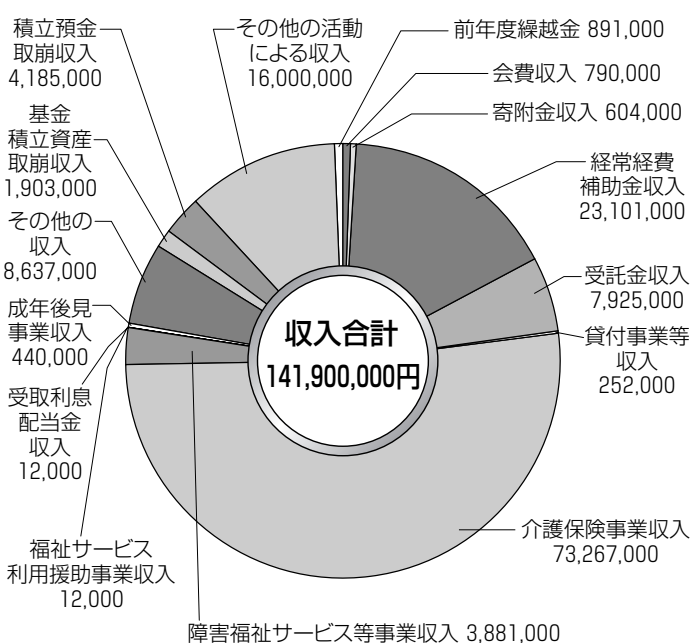
(自)令和6年4月1日(至)令和7年3月31日

(単位:円)

支出の部



収入の部



社会福祉協議会って何？会員って何？



社協は、社会福祉法第109条に基づき、各都道府県・市町村に設置されています。住民のみならず、法人・団体のみなさまのご参加・ご協力をいただき、地域福祉の推進を図ることを目的とした会員組織による民間の福祉団体（社会福祉法人）です。「住み慣れた地域で、安心して暮らしたい」という願いは、誰しも共通の願いではないでしょうか。今後、ますます複雑、多様化する福祉の需要に応じていくためには、法律では行き届かない、きめ細やかな活動が必要となります。その中に、地域住民同士の助け合いによって満たされる福祉があります。

社協は、住民のみならずのお力を活かしながら、「人と人との助け合い」の精神で、自分たちの手で解決していく地域福祉を推進する役割を担っています。

社協会費？寄付じゃないの？



会費は寄付ではありません。会員のみならず、社協のサポーターとしてご協力いただくものです。寄付は、それぞれの趣旨のもと集められるものです。一方、社協会費は、河津町の地域福祉推進のすべてに活用できるものであり、「自分たちの地域のために」「自分たちで出し合い」「自分たちのために使う」それが、社協会費だと考えています。みなさまから寄せられた会費は、社協が進める地域福祉活動の事業運営の財源として、大切に活用させていただいています。

福祉用具貸出

社会福祉協議会では、車椅子（子供用車椅子もあります）・ポータブルトイレ・歩行器・電動ベッド等を無料で貸出しております。詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。

対象者：町民で障害や加齢により、福祉用具が一時的に必要となった方（介護保険の介護認定を受け、福祉用具の貸与が受けられる方は対象外）

期 間：概ね1ヶ月程度

お問合せ先：河津町社会福祉協議会
☎34-1286



歩行車



車椅子



折りたたみ式歩行器

社会福祉協議会へのご寄附を ありがとうございました

（令和6年2月1日～令和6年5月31日 受付分）

順不同・敬称略

名 称	金 額 等
飯 田 洋 史	100,000円
石 井 富美子	100,000円
土 屋 健 一	100,000円

災害ボランティア本部運営訓練

1/28保健福祉センターにおいて、各地区の自主防災会・河津町商工会女性部・賀茂災害ボランティアコーディネートの会等の方々67名が参加し、運営訓練を行いました。河津町で災害が起きたことを想定し、支援活動に来られたボランティアがどのように被災地区へ派遣されるのかを模擬体験しました。訓練後は河津桜ボランティアセンターの玉木氏より能登半島地震で災害ボランティアとして活動された時の様子をお話ししていただきました。



新規採用職員の紹介



内 田 農

令和6年4月より新入職員が入りました。

みなさんどうぞよろしくをお願いいたします。

「地元の河津に帰ってきました。地域の皆様に早く顔と名前を覚えてもらえるよう頑張ります。ぜひ、声をかけてください。」